NPO 法人どりーむらいふ規約改訂（案）

【変更前】

第1章　　総則

（名称）

第１条　このクラブの名称は、特定非営利法人川口戸塚総合型地域スポーツクラブ「どりーむらいふ」『略称 NPO 法人どりーむらいふ』と称し、（以下「クラブ」という）。
事務所を川口市戸塚東 3-38-23　リバーハイツⅡ―103 に置く。
（TEL/FAX　048-456-6933）

【変更後】

第1章　総則

（名称及び法人格）

第１条　本クラブは、特定非営利活動促進法に基づき設立された特定非営利活動法人であり、その名称を特定非営利活動法人川口戸塚総合型地域スポーツクラブ「どりーむらいふ」（以下「クラブ」という）とし、略称を「NPO 法人どりーむらいふ」とする。

【変更前】

第２章　会員

（会員）

第５条　会員は、以下の者とする。

① 正会員　　クラブの趣旨に賛同し入会する成人
② 一般会員　このクラブが行う教室　サークルに入会した個人またはその保護者
③ 賛助会員　クラブの趣旨に賛同し、事業を援助できる個人又は団体　企業

【変更後】

第２章　会員

（会員の種別と議決権）

第５条　クラブの会員は以下の通りとし、正会員のみが総会における議決権を有する。

① 正会員　　クラブの目的に賛同し、入会した成人。議決権を有する。
② 一般会員　クラブが主催する活動に参加する者及びその保護者。議決権を有しない。
③ 賛助会員　クラブの活動を支援するために賛助金を提供する個人又は法人。議決権を有しない。

【変更前】
第２章　会員
（入会及び退会手続き　休会）
第７条　クラブの入会及び退会に関する手続きは、別に定める。入会後、入会申込時の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届けなければならない。休会に関しては、原則認めないが、やむを得ないと執行部が判断した場合のみ認める。

【変更後】
第２章　会員
（入会及び退会手続き　休会）
第７条　クラブの入会及び退会　休会に関する手続きは、別に定める。入会後、入会申込時の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届けなければならない。
２　会員は、所定の退会届を提出することにより、任意に退会することができる。
３　正当な理由なく所定の会費を 3 か月以上滞納し、かつクラブからの通知にも応じない場合は、クラブは当該会員を退会扱いとすることができる。
４　休会に関しては、原則として認めないが、やむを得ないと執行部が判断した場合に限り、これを認めることができる。

【変更前】
第２章　会員
（除名）
第８条　会員は、次のいずれかに該当するときは、総会において正会員及び登録指導者総数の二分の一以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
①　法令、定款他、この法人の規則に違反したとき
②　この法人の名誉を毀損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき

【変更後】
第２章　会員
（除名）
第８条　会員は、次のいずれかに該当する場合、理事会は出席理事の過半数の議決により、当該会員を除名することができる。ただし、除名の議決に先立ち、事前に通知を行い意見陳述（弁明）の機会を与えなければならない。
①　法令、定款の他、この法人の規則に違反したとき
②　クラブの名誉を毀損し、目的に反する行為、または秩序を乱す行為をしたとき

【変更前】
第 3 章　組織
（総会）
第 15 条　5　総会の定足数は、委任状を含め表決権を有する会員の 2 分の 1 とする。

【変更後】
第 3 章　組織
（総会）
第 15 条　5　総会の定足数は、委任状を含め議決権を有する会員の 2 分の 1 とする。

【変更前】
第 3 章　組織
（表決権）
第 16 条　総会における議決の行使ができる者は、正会員と登録指導者とする。

【変更後】
第 3 章　組織
（議決権）
第 16 条　総会における議決の行使ができる者は、正会員と登録指導者とする。

第 5 章　事故の責任

【条文追加】

（個人情報の保護）

第 26 条　クラブは会員から取得した個人情報について、適切な管理のもと、活動目的以外には使用せず、本人の同意なく第三者に提供しない。

（反社会勢力等の排除）

第 27 条　本クラブは、反社会勢力との関係を一切有しないものとし、これに該当する者の入会は認めず、既に入会している場合は除名対象とする。

（オンライン会議の実施）

第 28 条　総会及び理事会等の会議は、対面のほか、Web 会議システム等の電磁的方法による出席　表決も可能とする。

（解散と残余財産の帰属）

第 29 条　本クラブが解散する場合の残余財産は、総会の議決を経て、特定非営利活動促進法に定める帰属先とされる特定非営利活動法人、またはその他の非営利活動法人等に帰属させるものとする。